

# 第1部

# 総論

- 第1章 島しょ保健医療圏  
地域保健医療推進プランについて
- 第2章 島しょ保健医療圏の保健医療を取り巻く現状

## 第1章 島しょ保健医療圏地域保健医療推進プランについて

### 第1節 島しょ保健医療圏地域保健医療推進プラン改定の趣旨

- 東京都の人口は、増加を続け、2025年をピークに減少に転じるものと見込まれています。また、2030年には都民のおよそ4人に1人が高齢者になると推計されています。
- 一方、島しょ圏域の人口は減少傾向にあり、2025年には2017年（平成29年）の人口の約10%が減少すると見込まれています。また、高齢化率は、2017年（平成29年）で34.2%となり、すでに島民の3人に1人が高齢者です。
- 多くの島民は、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活を送ることを望んでいます。
- また、ライフスタイルの変化等に伴い、疾病構造はがん、心血管疾患、糖尿病など生活習慣病が中心となっています。
- 人生100年時代を見据え、健康寿命を延伸し、生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる社会を実現するためには、島民一人ひとりが主体的に疾病予防や介護予防に取り組むとともに、予防から早期発見、治療をはじめ、重症化予防やリハビリテーション、介護に至るまでの保健医療サービスの提供や、生活の質の向上を図る取組が求められています。
- さらに、自然災害のリスクが高い島しょ地域においては災害時の保健医療対策や、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会を控え、受動喫煙防止対策、感染症対策、飲食店や宿泊施設等における衛生対策等、健康危機管理対策の強化を図る必要があります。
- こうしたなか、東京都では、「第7次東京都保健医療計画」、「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」等、保健医療に関する計画が改定されました。
- 東京都保健医療計画では、東京都地域医療構想における「東京の2025年の医療～ブランドデザイン～」である「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現を目指しており、健康づくりと保健医療体制、高齢者・障害者福祉の提供体制、健康危機管理体制の3つの柱から、推進をしていく計画となっています。
- 「島しょ保健医療圏地域保健医療推進プラン」は、2004年（平成16年）3月に策

定後、5年ごとに改定してきましたが、今回、改定から5年が経過したことに加え、社会情勢の変化、東京都の動向、これまで取り組んできた実施状況を踏まえ、島しょ圏域におけるさらなる保健医療の推進を図るために改定を行います。

### 第2節 推進プランの性格

- 推進プランは、島しょ圏域の保健所、町村及び関係機関・団体、保健・医療・福祉の関係者が、圏域の保健医療の現状と課題を共有し、島しょ圏域の保健医療を総合的に推進するための包括的な計画です。
- このため、島しょ圏域内の保健医療福祉の関係機関・団体、学識経験者及び町村から構成される「島しょ地域保健医療協議会」において策定をしています。
- 推進プランは、保健所及び町村にあつては、保健医療施策の推進目標、保健医療福祉の関係機関・団体等にあつては活動の指針、島民にあつては自主的・積極的な健康づくりの方向性を示すものとして位置づけられるものです。
- したがって、島民の取組を支援しながら、それぞれの役割分担に応じた連携・協働を図り、島民、関係団体、行政が一体となって推進し、目標を達成していくことを目指します。

### 第3節 計画の期間

2018年度（平成30年度）から2023年度までの6年間としています。

### 第4節 推進プランの構成等

- 本推進プランは、「第1部総論」「第2部各論」「資料編」で構成されています。
- 第2部各論は、「第1章島しょ保健医療圏の保健医療体制の推進」「第2章健康危機管理体制の充実」で構成され、「現状と課題」「施策展開の基本方針」「今後の取組」「関係機関の取組」を記載しています。
- また、項目によって「指標」を設定しています。この「指標」には、計画期間に達成したいレベルを目標として掲げています。

### 第5節 推進プランの推進体制

- 地域保健医療協議会は多摩・島しょの二次保健医療圏ごとに設置されており、島しょ

圏域には「島しょ地域保健医療協議会」（以下「協議会」という。）が設置されております。

- 協議事項の一つに「地域保健医療推進プランの策定、推進及び評価に関する事項」が定められており、推進プランは協議会を中心に推進していきます。
- 協議会には、その機能を補佐する「幹事会」を設置し、推進プランに関する検討等を行います。
- 推進プランを効果的に実施するためには、進捗状況を確認し、必要に応じて取組の見直しを行っていくことが必要です。
- そのため、保健所及び町村等の取組状況や「指標」の達成状況について調査等を実施し、協議会において進行管理を行います。
- 計画期間内の中間年度（2020年度）には中間評価を行い、その達成状況から課題の抽出と取組方策の検討を行います。また、最終年度（2023年度）には最終評価を行い、達成状況について評価をします。

## 第2章 島しょ保健医療圏の保健医療を取り巻く現状

### 第1節 島しょ保健医療圏

全ての都民が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、都民が必要とする保健医療サービスを、いつでも、どこでも、だれでも必要に応じて適切に受けることができるようにすることが不可欠です。

保健医療圏は、こうした都民の保健医療ニーズに的確に対応するため、保健医療資源の適切な配置を図るとともに、適切な保健医療サービスの提供や医療提供施設相互の機能の分担と連携を推進し、疾病の発症予防から早期の発見や治療、リハビリテーションなど総合的な保健医療提供体制の体系を構築するための地域的単位となります。

東京都では、地域の保健医療ニーズに対して、都民に最も適切な保健医療サービスを提供していく上での圏域として、一次、二次及び三次の保健医療圏を設定しました。

#### 1 一次保健医療圏

一次保健医療圏は、地域住民の日常生活を支える健康相談、健康管理、疾病予防や頻度の高い一般的な傷病の治療など、住民に密着した保健医療サービスを、福祉サービスと一体となって総合的、継続的に提供していく上での最も基礎的な圏域であり、その体制の整備を図るための地域的単位として、区市町村の区域が位置づけられています。

#### 2 二次保健医療圏

二次保健医療圏は、住民の日常生活行動の状況、交通事情、保健医療関係の既存の地域ブロック、保健医療資源の分布等圏域設定に必要な要素を総合的に勘案の上、複数の区市町村を単位とする13の圏域に設定されています。

島しょ保健医療圏は、二次保健医療圏の一つであり、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村の2町7村からなります。

#### 3 三次保健医療圏

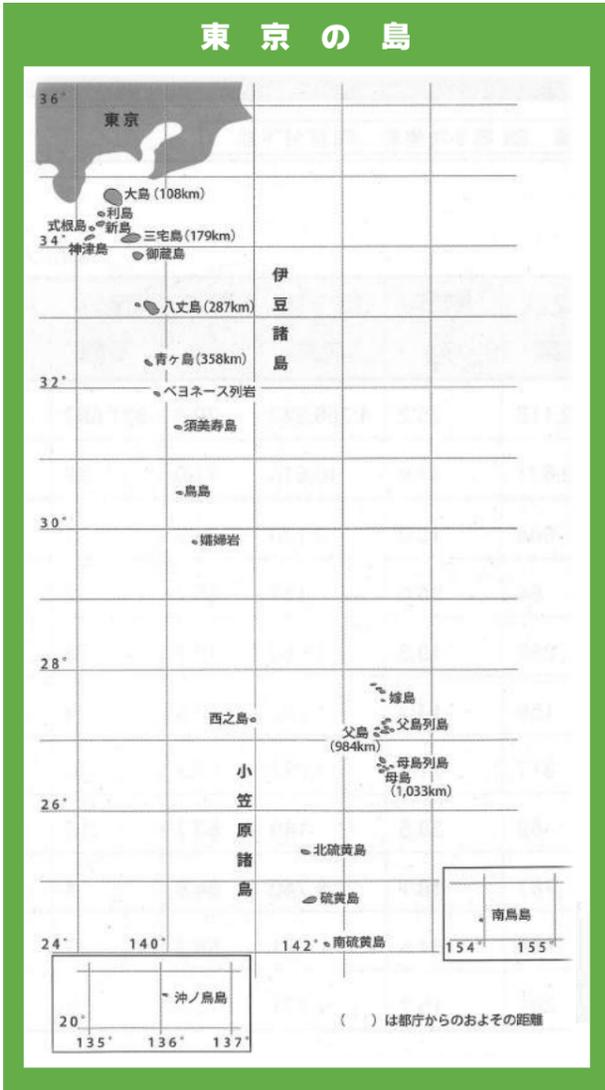
三次保健医療圏は、東京都全域での対応が必要な保健医療サービスを提供するための区域であり、医療法において都道府県を単位として設定することが定められていることから、東京都全域としています。

## 第2節 地域特性

### 1 地理的条件

島しょ圏域は、太平洋上で南北約1,900Kmの広域に渡って大小200余りの島々が点在し、伊豆諸島と小笠原諸島を形成しています。

気候は温暖多湿な海洋性気候であり、また豊かな自然環境に恵まれています。



### 2 交通機関

島しょ圏域へのアクセスは海路である大型旅客船や高速ジェット船等が運行されています。

また、空路は羽田空港及び調布飛行場からの定期便があります。

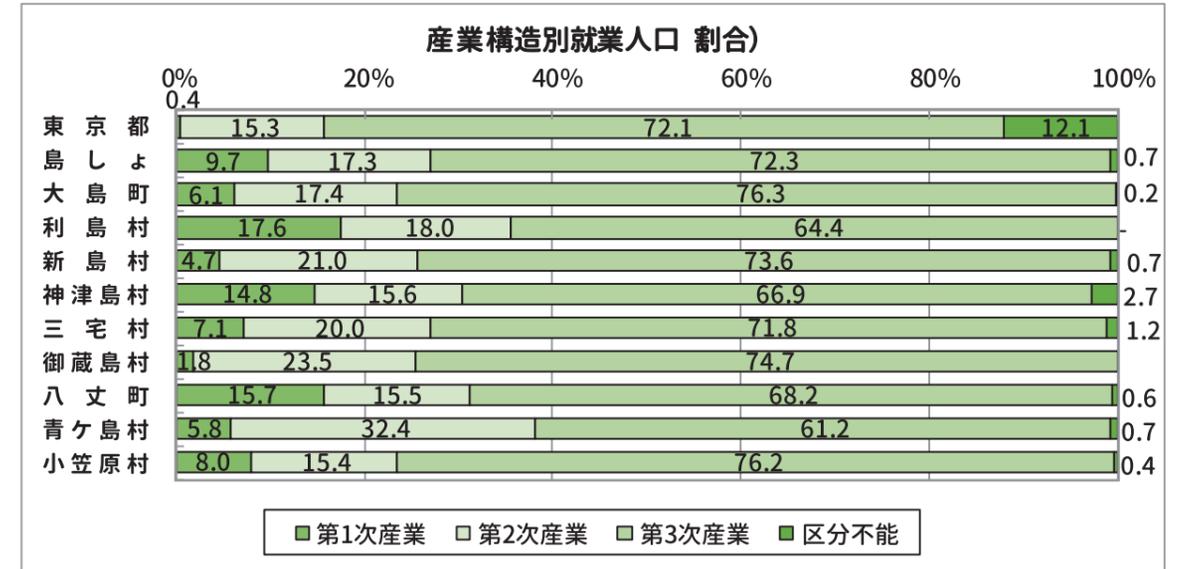
これらの他、ヘリコプターを利用した交通手段が開設されており、島々の間を短時間で結んでいます。

各島内の移動手段は主に自動車が使われ、自家用乗用車保有台数は、20,963台(平成28年度末)が登録されています。

### 3 産業構造

島しょ圏域は、東京都平均と比較して第1次産業の割合が高い傾向にありますが、第3次産業も東京都平均並みとなっています。

また、周囲を豊かな海に囲まれていることから、沿岸漁業の振興を推進している町村もありますが、急峻な地形により良好な漁港等の整備が困難な島も存在します。



区分	就業人口	第1次産業 (%)	第2次産業 (%)	第3次産業 (%)	区分不能 (%)
東京都	5,858,959	22,690	898,380	4,226,110	711,779
島しょ	14,781	1,439	2,557	10,685	100
大島町	3,989	244	694	3,043	8
利島村	239	42	43	154	-
新島村	1,495	70	314	1,100	11
神津島村	1,097	162	171	734	30
三宅村	1,413	100	282	1,014	17
御蔵島村	217	4	51	162	-
八丈町	4,064	639	629	2,771	25
青ヶ島村	139	8	45	85	1
小笠原村	2,128	170	328	1,622	8

資料:「平成27年国勢調査」総務省